

議案第 2 号

関市部設置条例の一部改正について

関市部設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

部の分掌事務を改めるため、この条例を定めようとする。

関市部設置条例の一部を改正する条例

関市部設置条例（平成29年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中アを削り、イをアとし、ウからキまでをイからカまでとし、クからコまでを削り、サをキとし、シをクとし、同条第2号中オをケとし、イからエまでをカからクまでとし、カの前に次のように加える。

ウ 文書及び法務に関すること。

エ 統計に関すること。

オ 情報化の推進に関すること。

第3条第2号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 議会に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。